

香川県指定事務受託法人及び指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第18号

香川県指定事務受託法人及び指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則

香川県指定事務受託法人及び指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則（平成18年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="230 475 1099 544"><u>香川県指定事務受託法人、指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定等に関する規則</u></p> <p data-bbox="192 592 271 619">（趣旨）</p> <p data-bbox="145 628 1099 1075">第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、<u>指定事務受託法人、指定市町村事務受託法人又は指定都道府県事務受託法人</u>の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="192 1123 383 1150">（指定の申請等）</p> <p data-bbox="145 1160 1099 1342">第2条 児童福祉法施行令第44条の8第2項、<u>介護保険法施行令第11条の7第1項</u>又は障害者総合支援法施行令第3条の2第2項の申請は、<u>指定事務受託法人・指定都道府県事務受託法人</u>指定申請書（第1号様式）により、介護保険法施行令第11条の2第1項の申請は、<u>指定市町村事務受託法人</u>指定申請書（第2号様式）により、それぞれ行うものとする。</p> <p data-bbox="145 1351 1099 1455">2 <u>児童福祉法第57条の3の4第1項、介護保険法第24条の2第1項若しくは第24条の3第1項</u>又は障害者総合支援法第11条の2第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る市町村等事務受託事務所、市</p>	<p data-bbox="1216 475 2085 544">香川県指定事務受託法人及び指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則</p> <p data-bbox="1178 592 1256 619">（趣旨）</p> <p data-bbox="1131 628 2085 1038">第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、<u>指定事務受託法人又は指定市町村事務受託法人</u>の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1178 1123 1368 1150">（指定の申請等）</p> <p data-bbox="1131 1160 2085 1303">第2条 児童福祉法施行令第44条の8第2項又は障害者総合支援法施行令第3条の2第2項の申請は、<u>指定事務受託法人</u>指定申請書（第1号様式）により、介護保険法施行令第11条の2第1項の申請は、<u>指定市町村事務受託法人</u>指定申請書（第2号様式）により、それぞれ行うものとする。</p> <p data-bbox="1131 1351 2085 1455">2 <u>児童福祉法第57条の3の4第1項、介護保険法第24条の2第1項</u>又は障害者総合支援法第11条の2第1項の規定による指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る市町村等事務受託事務所又は市町村事務受託事務所の見</p>

町村事務受託事務所又は都道府県事務受託事務所の見やすい場所に掲示するものとする。

(名称等の変更の届出等)

第3条 児童福祉法施行令第44条の10第1項、介護保険法施行令第11条の8第1項又は障害者総合支援法施行令第3条の4第1項の規定による届出は、変更届出書(第3号様式)又は廃止(休止、再開)届出書(第5号様式)により、介護保険法施行令第11条の3第1項の規定による届出は、変更届出書(第4号様式)又は廃止(休止、再開)届出書(第6号様式)により、それぞれ行うものとする。

(市町等への情報提供)

第4条 知事は、児童福祉法第57条の3の4第1項、介護保険法第24条の3第1項若しくは障害者総合支援法第11条の2第1項の規定による指定をしたとき又は前条の届出があったときは、市町その他関係機関に対し、当該指定又は届出に係る指定事務受託法人又は指定都道府県事務受託法人に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 市町村等事務受託事務所又は都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
- (2) 指定事務受託法人又は指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 略
- (4) 市町村等事務又は都道府県事務の廃止、休止又は再開年月日
- (5) 市町村等事務又は都道府県事務の種類
- (6) 市町村等事務又は都道府県事務の開始年月日
- (7) 市町村等事務受託事務所又は都道府県事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8)・(9) 略

(指定等の公示)

第5条 児童福祉法施行令第44条の13第1項、介護保険法施行令第11条の11又は障害者総合支援法施行令第3条の7第1項の規定による公示は、指定事務受託法人又は指定都道府県事務受託法人に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 市町村等事務受託事務所又は都道府県事務受託事務所の名称及び所

やすい場所に掲示するものとする。

(名称等の変更の届出等)

第3条 児童福祉法施行令第44条の10第1項又は障害者総合支援法施行令第3条の4第1項の規定による届出は、変更届出書(第3号様式)又は廃止(休止、再開)届出書(第5号様式)により、介護保険法施行令第11条の3第1項の規定による届出は、変更届出書(第4号様式)又は廃止(休止、再開)届出書(第6号様式)により、それぞれ行うものとする。

(市町等への情報提供)

第4条 知事は、児童福祉法第57条の3の4第1項若しくは障害者総合支援法第11条の2第1項の規定による指定をしたとき又は前条の届出があったときは、市町その他関係機関に対し、当該指定又は届出に係る指定事務受託法人に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 市町村等事務受託事務所の名称及び所在地
- (2) 指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 略
- (4) 市町村等事務の廃止、休止又は再開年月日
- (5) 市町村等事務の種類
- (6) 市町村等事務の開始年月日
- (7) 市町村等事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8)・(9) 略

(指定等の公示)

第5条 児童福祉法施行令第44条の13第1項又は障害者総合支援法施行令第3条の7第1項の規定による公示は、指定事務受託法人に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 市町村等事務受託事務所の名称及び所在地

在地

- (2) 指定事務受託法人又は都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定若しくは指定の取消しの年月日、指定の全部若しくは一部の効力の停止の期間又は市町村等事務若しくは都道府県事務の廃止、休止若しくは再開年月日
- (4) 市町村等事務又は都道府県事務の種類

2 略

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定事務受託法人、指定市町村事務受託法人又は指定都道府県事務受託法人の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

- (2) 指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定若しくは指定の取消しの年月日又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の期間又は市町村等事務の廃止、休止又は再開年月日
- (4) 市町村等事務の種類

2 略

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定事務受託法人又は指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

第1号様式（第2条関係）

※受付番号

指定事務受託法人・指定都道府県事務受託法人指定申請書

香川県知事 殿 年 月 日

申請者 所在地
名称
代表者氏名

児童福祉法施行令第44条の8第1項
介護保険法施行令第11条の7第1項 の
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第3条の2第1項
規定による指定事務受託法人・指定都道府県事務受託法人の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	※市町村等事務・都道府県事務受託事務所所在地市町番号				
	フリガナ 名称				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 —) (ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号	FAX番号		
	法人の種類	法人所轄庁			
	代表者の職・ 氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 —) (ビルの名称等)			
指定を受けようとする市町村等事務・都道府県事務受託事務所	フリガナ 名称				
	市町村等事務・ 都道府県事務受託 事務所の所在地	(郵便番号 —) (ビルの名称等)			
	市町村等事務・ 都道府県事務受託 事務所連絡先	電話番号	FAX番号		
	市町村等事務 の種類	児童福祉法第57条の3の4第1項第1号に規定する事務			
		介護保険法第24条の3第1項第1号に規定する事務			
			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条の2第1項第1号に規定する事務		
市町村等事務・都道府県事務の開始の予定年月日					

備考

- ※印の欄には、記載しないでください。
- 「法人の種類」欄は、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「市町村等事務・都道府県事務の種類」欄は、今回申請するものについて、該当する欄に○を記載してください。
- この申請書には、知事が別に定める書類を添付してください。

第1号様式（第2条関係）

※受付番号

指定事務受託法人指定申請書

香川県知事 殿 年 月 日

申請者 所在地
名称
代表者氏名

児童福祉法施行令第44条の8第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第3条の2第1項 の
規定による指定事務受託法人の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	※市町村等事務受託事務所所在地市町番号				
	フリガナ 名称				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 —) (ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号	FAX番号		
	法人の種類	法人所轄庁			
	代表者の職・ 氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 —) (ビルの名称等)			
指定を受けようとする市町村等事務受託事務所	フリガナ 名称				
	市町村等事務受託 事務所の所在地	(郵便番号 —) (ビルの名称等)			
	市町村等事務受託 事務所連絡先	電話番号	FAX番号		
	市町村等事務 の種類	児童福祉法第57条の3の4第1項第1号に規定する事務			
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条の2第1項第1号に規定する事務			
	市町村等事務の開始の予定年月日				

備考

- ※印の欄には、記載しないでください。
- 「法人の種類」欄は、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「市町村等事務の種類」欄は、今回申請するものについて、該当する欄に○を記載してください。
- この申請書には、知事が別に定める書類を添付してください。

第3号様式（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 所在地
名 称
代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しますので、児童福祉法施行令第44条の10第1項
介護保険法施行令第11条の8第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的

の規定により届け出ます。

に支援するための法律施行令第3条の4第1項

指定内容を変更する市町村等事務・都道府県事務受託事務所		名 称
		所在地
市町村等事務又は都道府県事務の種類		
変 更 が あ る 事 項		変 更 の 内 容
1	市町村等事務・都道府県事務受託事務所の名称	(変更前)
2	市町村等事務・都道府県事務受託事務所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	定款又は寄附行為及びその登記事項証明書等（当該指定に係る事務に関するものに限る。）	(変更後)
7	市町村等事務・都道府県事務受託事務所の建物の構造、専用区画等	
8	市町村等事務・都道府県事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
9	役員の氏名、生年月日及び住所	
変 更 年 月 日		年 月 日

- 備考 1 該当項目番号を○で囲んでください。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

第3号様式（第3条関係）

変更届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 所在地
名 称
代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しますので、児童福祉法施行令第44条の10第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律施行令第3条の4第1項の規定により届け出ます。

指定内容を変更する市町村等事務受託事務所		名 称
		所在地
市 町 村 等 事 務 の 種 類		
変 更 が あ る 事 項		変 更 の 内 容
1	市町村等事務受託事務所の名称	(変更前)
2	市町村等事務受託事務所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	定款又は寄附行為及びその登記事項証明書等（当該指定に係る事務に関するものに限る。）	(変更後)
7	市町村等事務受託事務所の建物の構造、専用区画等	
8	市町村等事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
9	役員の氏名、生年月日及び住所	
変 更 年 月 日		年 月 日

- 備考 1 該当項目番号を○で囲んでください。
2 変更内容が分かる書類を添付してください。

第5号様式（第3条関係）

廃止（休止、再開）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 所在地
名 称
代表者氏名

次のおり市町村等事務の廃止（休止、再開）をするので、児童福祉法施行令第44条の10
都道府県事務 介護保険法施行令第11条の8
障害者の日常生活及び社会生

第1項
第1項 の規定により届け出ます。
活を総合的に支援するための法律施行令第3条の4第1項

廃止（休止、再開）する 市町村等事務・都道府県事務 受託事務所	名 称 所在地
届出の種類	休止・廃止・再開
休止（廃止、再開）する年月日	年 月 日
休止・廃止する理由	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の第1号様式、第3号様式及び第5号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

第5号様式（第3条関係）

廃止（休止、再開）届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 所在地
名 称
代表者氏名

次のおり市町村等事務の廃止（休止、再開）をするので、児童福祉法施行令第44条の10
障害者の日常生活及び社会生
第1項
活を総合的に支援するための法律施行令第3条の4第1項 の規定により届け出ます。

廃止（休止、再開）する 市町村等事務受託事務所	名 称
	所在地
届出の種類	休止・廃止・再開
休止（廃止、再開）する年月日	年 月 日
休止・廃止する理由	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日